

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 島根県松江市八幡町 8 8 2 番地 2

氏 名 アースサポート株式会社
代表取締役 尾 崎 俊 也
(法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名)

令和 4 年 6 月 2 8 日付で申請のあつた一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり許可します。

令和 4 年 7 月 5 日

複写無効

南部町長 陶 山 清 孝



- 1 許 可 番 号 第 7 3 号
- 2 許 可 する 期 間 令和 4 年 8 月 1 日 から 令和 6 年 7 月 3 1 日 まで
- 3 営 業 の 種 類 ご み の 収 集 運 搬
- 4 営 業 する 区 域 南 部 町 一 円
- 5 車 両 の 種 別 及 び 台 数 裏 面 記 載 の と お り
- 6 廃 棄 物 の 処 分 地 及 び 処 分 方 法
可 燃 物 : 南 部 町 ・ 伯 耆 町 清 掃 施 設 管 理 組 合 ク リ ー ン セ ン タ ー
(南 部 町 法 勝 寺 2 2 番 地 1)
不 燃 物 : 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 リ サ イ ク ル プ ラ ザ
(伯 耆 町 口 別 所 6 3 0 番 地)
に お い て 焼 却 及 び 選 別 ・ 埋 立 て 処 分
- 7 許 可 の 条 件 裏 面 記 載 の と お り

一般廃棄物収集運搬業条件

- 1 営業は自ら行うのとし、その全部、又は一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また、走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を南部町に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、又は譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要となったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、及び損失したときは、ただちに届出すること。
 - (4) その他町長の指示する事項に従うこと。

複写無効

許可車両

	車両登録番号	最大積載量 (kg)	車体の形状	収集運搬許可物	備 考
1	島根 800 さ 8335	2,000	塵芥車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年6月 30日登録
2	島根 800 さ 4121	1,900	塵芥車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成22年9月 24日登録
3	島根 800 さ 8360	2,000	塵芥車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年7月 27日登録
4	島根 100 さ 8655	3,850	コンテナ車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年3月 23日登録
5	島根 400 せ 1238	2,000	コンテナ車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年4月 19日登録
			以下余白		